

# 災害復旧等事業（農地・農業用施設等）＜公共＞

令和8年度予算概算決定額 7,635百万円（前年度 7,635百万円）  
〔令和7年度補正予算額 46,655百万円〕

## ＜対策のポイント＞

わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

## ＜事業目標＞

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

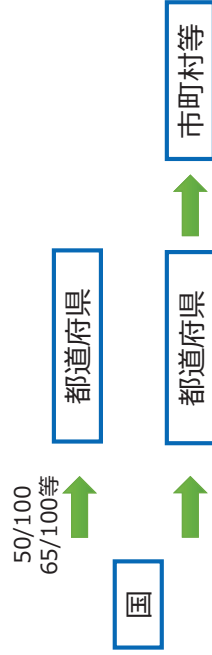
## ＜事業の内容＞

1. 災害復旧事業 7,402百万円（前年度 7,422百万円）
- 地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧を行います。（農地復旧限度額の算定に中山間地域補正を加します。）また、激甚災害等において復旧計画等の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。

2. 災害関連事業 233百万円（前年度 213百万円）
- 農地・農業用施設の災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を行います。

※下線部は拡充内容

## ＜事業の流れ＞



※農家一戸当たりの事業費により、補助率の向上げ制度あり。

## ＜事業イメージ＞

### 1. 農業施設災害復旧事業

#### 被災した農地・農業用施設の早期復旧

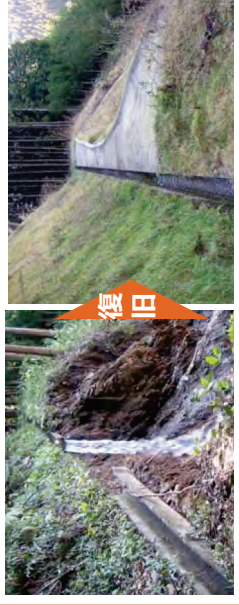
● 農地法面の復旧



● 決壊した農業用ため池の復旧



● 農業用水路の復旧



### 2. 農業施設災害関連事業

#### 再度災害防止のための施設の改築・補強等

● 復旧と併せた区画整備



● 復旧と併せた農業用ため池の改修（緊急放流工の設置）



● 農村生活環境施設（農業集落排水施設）の復旧



## 農地・農業用施設災害復旧事業 ～物価高騰を踏まえた農地復旧限度額の算出～

- 農地の災害復旧事業には、国庫補助の対象となる災害復旧事業費に限度額（農地復旧限度額）がある。
- 農地復旧限度額は、物価変動を踏まえ、毎年、農林水産大臣が算定式を定めている。
- 令和8年度における算定において、通常の物価変動の反映に加え、物価高騰対策の一環として、①現場実態を踏まえた諸経費率の改正を考慮したかさ上げ（換算係数を上積み算定）、②中山間地域においては、現場条件が厳しく平場に比べて経費が掛かることから、補正係数の設定を行う。

### 農地復旧限度額の算定

農地復旧限度額は、当該災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額として、農林水産大臣が毎年定めるもので、右記の算定式によって算出。

$$\text{農地復旧限度額（千円）} = \text{農地面積（a）}^{0.682} \times 1,000 \times K$$

$$\left[ \begin{array}{l} ※ \text{ 農地面積：復旧すべき農地面積で影響範囲等を含む（単位：アール）} \\ ※ \text{ K：換算係数（毎年度改訂（R7年度：1.453））} \end{array} \right]$$

#### ① 現場実態を踏まえた諸経費率の改正を考慮したかさ上げ（約8%）

$$\text{農地復旧限度額（千円）} = \text{農地面積（a）}^{0.682} \times 1,000 \times K$$

$$R7年度:1.453 \rightarrow R8年度※:1.572 \pm \text{物価変動}$$

※ 実際の K は令和8年度に施行される  
農林水産省告示により決定

#### ② 現場条件が厳しく平場に比べて経費が掛かる中山間地域における補正（①×1.05）

$$\text{農地復旧限度額（千円）} = \text{農地面積（a）}^{0.682} \times 1,000 \times K \times \underline{1.05}$$

中山間地域：

農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域

中山間地域補正の考え方：

土地改良事業等請負工事積算基準において、共通仮設費と現場管理費に適用される中山間地域補正係数による割増を反映